第２号様式（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京　都　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　年　　月　　日 付けで申請のありました京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金については、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

記

（交付の場合）

１　交付決定（予定）額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　交付の条件

1. 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
2. 事業の内容を変更又は中止・廃止をしようとするときは、京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付要綱第７条第１項又は第８条に基づき、あらかじめ承認を受けてください。

⑶　本事業の完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。

⑷　補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。

⑸　京都市補助金等の交付等に関する条例第１６条第１項に掲げる書類を整備し、事業完了の翌年度から起算して１０年間保管してください。

⑹　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付要綱第１２条第１項に規定する期間が経過する前に処分しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けてください。ただし、補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

⑺　京都市補助金等の交付等に関する条例第２２条第１項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

⑻　その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付要綱を遵守してください。

（減額の場合）

３ 減額の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。

（不交付の場合）

１ 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。